

**令和5年度静岡県フードテック・ヘルステックビジネス創出支援業務委託
公募型企画提案募集要領**

静岡県が発注する「令和5年度静岡県フードテック・ヘルステックビジネス創出支援業務委託」の契約候補者を選定するため、本要領に基づき企画提案の公募を行う。

1 趣旨

静岡県は、食を中心とする健康増進社会の実現及び異分野の融合によるイノベーションの創出を目標として、フーズ・ヘルスケア オープンイノベーションプロジェクトを展開している。

本業務は食品及びヘルスケア分野の県内事業者の成長を加速する新たな手段として、今後の市場拡大が見込まれる成長分野「フードテック・ヘルステック」を活用した、県内外の企業との協業を促し、新たなビジネス創出を支援することを目的とする。

2 公告日

令和5年4月14日（金）

3 業務委託者

静岡県知事 川勝平太

4 執行部署（事務局）

静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課 静岡県庁東館9階

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話：054-221-2985 FAX：054-221-2698

E-mail：trc@pref.shizuoka.lg.jp

5 募集概要

(1) 業務の名称

令和5年度静岡県フードテック・ヘルステックビジネス創出支援業務委託

(2) 業務の内容

ア 支援対象事業者候補の選定

イ 支援対象事業者と県内外のソリューション企業等とのマッチング

ウ 支援対象事業者の事業計画ブラッシュアップ

エ 「サステナブルな仕組・製品づくりワークショップ」の支援

オ その他、新たなビジネス創出に資する任意提案事業

※業務内容の詳細については、別添「令和5年度静岡県フードテック・ヘルステックビジネス創出支援業務委託仕様書」による。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

(4) 委託限度額

13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 委託費の支払方法

委託契約業務完了検査合格後、提出された請求書に基づき、県は委託費を支払う。

6 企画提案参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去3年間に、民間企業又は官公庁の発注する本業務と同等又は類似した業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 本業務の遂行に必要な組織、人員を確保することが可能であること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有すること。
- (5) 直近1年間に於いて、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 会社法（平成17年法律86号）による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 破産法（平成16年法律75号）による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (10) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

7 参加表明書の提出

本業務の企画提案に参加を希望する者は、下記により参加表明書（様式第1号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年4月24日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送によりを提出すること。なお、持参の場合は平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。

(3) 提出先

上記4に同じ。

8 企画提案書等の提出

上記7により参加表明書を提出した者は、下記により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年4月28日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送によりを提出すること。なお、持参の場合は平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。

(3) 提出先

上記4に同じ。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（様式第2号） 7部※

イ 業務計画書（様式第3号） 7部※

ウ 企画提案説明資料（任意様式） 7部※

…上記企画提案書及び業務計画書に記述した業務の内容を、項目ごとに具体的に記載すること。（A4版用紙片面20ページ以内）

なお、下記9（3）のヒアリング審査時のプレゼンテーション資料となり、提出後の差替えは認めないので注意すること。

エ 本業務と同等又は類似した業務を履行した実績が分かる資料 7部※

…3件を上限とする。契約書の写し、仕様書等を添付すること。

オ 会社概要 7部※

…定款及び提案者の事業概要が分かるパンフレット等

カ 見積書（参考様式1、2） 7部※

…企画提案書に記載した内容を踏まえて業務に必要な経費を算定し、業務ごとの積算が分かるように作成すること。

キ 誓約書（様式第4号） 1部

ク 直近1年間の納税証明書（本社所在地の法人都道府県税） 1部

※正本1部、副本6部とし、副本には提案者が特定できるものを記載しないこと。

(5) 様式等の入手方法

静岡県ホームページ「入札・業務委託・プロポーザル等（経済産業部）」から取得すること。

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeizaisangyou/r5fh-tech.html>

(6) 応募に係る留意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・募集要領に違反すると認められる場合
- ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 複数提案の禁止

提案者は、複数案の企画提案書の提出はできない。

エ 返却等

応募書類は返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

カ その他

- ・提案者は企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとする。
- ・提出された書類は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本業務に関して質問がある場合には、下記により質問書（様式第5号）により提出することとし、電子メールにて送信の上、その旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間

令和5年4月14日（金）から令和5年4月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

イ 提出先

上記4に同じ。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年4月24日（月）までに質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から令和5年4月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 閲覧場所

静岡県ホームページ「入札・業務委託・プロポーザル等（経済産業部）」に掲載する。

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeizaisangyou/r5fh-tech.html>

9 契約候補者の選定

(1) 選定方法

契約候補者の選定は、県が別に定める委員により組織された選定委員会が行う。選定委員会は、別表の評価項目に基づき企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションの内容を評価し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上選定する。

(2) 書面審査

ア 企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、事務局が企画提案書を別表により評価し、ヒアリング審査の対象者として評価点の高い者から5者程度を選定する。

イ 評価点と同じ者が複数存在する場合は、見積額の低い者から順次選定する。

ウ ヒアリング審査の対象者に選定された者には選定通知書により、選定されなかった者には非選定通知書により、令和5年5月2日（火）までに選定結果を通知する。

(3) ヒアリング審査

ヒアリング審査の対象者に選定された者に対して、選定委員会が企画提案書の提案内容等についてヒアリングを実施し、審査・評価を行う。

ア 実施日時

令和5年5月11日（木）（詳細な日時は別途通知する。）

イ 実施場所

静岡県庁（静岡市葵区追手町9-6）又は県庁周辺会議室
（WEB会議室に変更する場合がある。詳細は別途通知する。）

ウ 所要時間

各提案者30分程度。（詳細な時間は別途通知する。）

エ 出席者

原則、業務責任者を含む計3名以内とする。

オ 評価項目及び評価基準

提案された事業内容について別表に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。なお、同点の場合は、見積額の低い者を優先して選定し、見積額が同額の場合は審査委員の協議により選定する。

カ 注意事項

- ・ヒアリング時における資料の追加は認めない。
- ・提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、選定対象としない。

(4) 選定結果の通知

契約候補者に選定された者には選定通知書により、選定されなかった者には非選定通知書により、令和5年5月12日（金）までに選定結果を通知する。

(5) 非選定理由の説明

非選定通知書を受け取った者は、通知の翌日から5日（土曜日及び日曜日を除く）以内に書面（任意形式）により、非選定理由の説明を求めることができる。書面の提出先は上記4と同じとする。

別表

評価項目		評価基準	配点
業務遂行の 体制 配点：30点	業務実績	新たなビジネス創出の支援に係る十分な実績を有しているか。（食品又はヘルスケア分野に係る業務実績を優先評価）	10
	実施体制	新たなビジネス創出に係る知識や経験を十分に有する人材を配置し、円滑に業務を遂行できる体制となっているか。	10
	実施計画	実施手順が具体的で、計画を確実に実行できる現実的なスケジュールとなっているか。	10
業務内容 配点：60点	支援対象事業者候補の選定	事業者の選定のための企業ヒアリング等の方法やスケジュールの提案が、具体的かつ現実的か。	15
	県内外のソリューション企業等とのマッチング	マッチング方法やマッチング先の提案が具体的で、提案者の持つノウハウや強みを生かしたものとなっているか。	15
	事業計画ブラッシュアップ	事業計画作成のための伴走支援の方法が、具体的に示されているか。（サステナブルな仕組・製品づくりワークショップの支援に関する評価を含む。）	20
	新たなビジネス創出に資する任意提案事業	協業案件の成立に資する、独自性のある提案となっているか。	10
経費の妥当性 配点：10点	見積金額	委託上限額内で、業務内容に見合った適切な見積金額か。	10
合計			100

10 契約方法

- ア 契約候補者は静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。
- イ 契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。
- ウ 契約に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16に基づき契約保証金の納付を求める。ただし、契約候補者が静岡県財務規則（昭和39年3月21日規則第13号）第55条第2項各号に該当する場合は、この限りではない。

11 留意事項

- ア 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- イ 企画提案書の作成及び提出、ヒアリング審査への出席等、企画提案に要する経費は全て提案者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は、企画提案書等の特定以外に提案者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書等を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとする。
- エ 企画提案書等提出後においては、記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの県の了解を得なければならない。
- オ 受託者として選定した事業者を公表する。
- カ 本委託業務の成果品の著作権のすべては、静岡県に帰属する。
- キ 本業務の受託者は、本業務により得られた成果について、業務完了後においてもその利用を制限せず、公共の利用に供することを認めること。
- ク 本業務の受託者は、本業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ケ 本業務の受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取扱う場合は、静岡県個人情報保護条例（平成14年10月25日静岡県条例第58号）を遵守しなければならない。
- コ 本業務の受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- サ 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

12 問合せ先（事務局）

静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課新産業集積班
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
電話：054-221-2985 FAX：054-221-2698
E-mail：trc@pref.shizuoka.lg.jp